



写真文化首都



写真文化首都「写真の町」

東川町教育大綱

平成30年2月策定

(平成30年4月施行)

東 川 町

§ 1 はじめに

平成27年度の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、町では東川町教育大綱を策定しましたが、対象年度が平成29年度までとされていることから、東川町総合教育会議での協議を踏まえ、この度、新たに策定しました。

「東川町教育大綱」とは、地域の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策です。

§ 2 根拠法令

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項」に基づき策定します。

§ 3 期 間

教育大綱の対象期間は、平成30年度から平成32年度までの概ね3年間とします。

§ 4 教育大綱の基本的な考え方

東川町の教育行政は、「東川町プライムタウンづくり計画（21－Ⅲ）」の教育に関する政策目標に基づき、目指すべき目標や将来像の実現に向け、様々な施策に取り組んでいきます。

§ 5 本町教育を取り巻く状況

(1)教育を取り巻く社会情勢

- ①経済や社会活動のグローバル化が進展し、国際競争が激化すると同時に、国内外の交流機会の増加などによって、国際的な視野を持ち、世界で活躍できる人材の育成が求められています。
- ②情報通信技術の発達により、生活の利便性の向上が図られ、インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションが進み、多くの情報が簡単に入手できるようになる一方で、情報モラルの問題や人間関係の脆弱化、情報犯罪の増加など新たな問題も出てきており、対応が求められています。
- ③少子化、核家族化、共働き世帯の増加、都市化の影響などにより、家庭教育力の低下や地域とのつながりの希薄化が進み、子育てに影響を与えていることから、学校・家庭・地域の連携強化がより一層求められています。
- ④今日、働き方改革が大きな社会問題となっており、教職員についても多忙化の改善が全国的に課題となっています。特に、中学校教師の半数以上が「過労死レベル」という勤務実態が明らかになっています。

(2) 本町教育の課題等

- ①社会状況が日々変化していく中で、未来を担う子どもたちに対する期待が高まっていますが、学校や家庭教育に関する課題、学習意欲や体力・運動能力の低下、コミュニケーション能力の低下など、子どもの教育環境をめぐり多くの課題が指摘されています。
- ②インクルーシブ教育により子どもたちの自立と社会参加を推進していくためには、一人ひとりの子どもの個性を尊重し、障害の状態や発達段階に応じた指導や支援を一層充実させていくことが求められています。
- ③社会状況の変化や価値観の多様化が進む中で、町民一人ひとりが充実した生活を送り自己実現を図っていくためには、生涯を通じて学ぶことが重要であり、必要に応じて学び続けることができる環境づくりが求められています。

§ 6 教育の目指す姿

学校・家庭・地域社会が一体となって、心豊かで健やかに学び、確かな学力を持ち、創造性豊かで郷土を愛し、ふるさとを誇りとする子どもを育みます。

また、町民が生きがいを持って個性と能力が発揮でき、写真文化を基軸とした東川ならではの文化を育むとともに、生涯学び続けることができる環境づくりを進めます。

§ 7 基本方針

(1) 生きる力を育み、学び高め合う幼児・学校教育の推進

- ①「いのち」や他者との関わりなど、心を大切にする教育の推進
- ②「特別の教科 道徳」への対応と「主体的・対話的で深い学び」による豊かな道徳性の確かな育成
- ③基礎的・基本的な知識・技能など「確かな学力」を育む教育の推進
- ④豊かな人間性を育むため、幼児期における遊び・運動の奨励、スポーツ少年団・部活動の活性化など、児童生徒の健康・体力づくりの推進
- ⑤正しい生活習慣や望ましい食習慣を形成するため、家庭・地域との連携

(2) 未来を拓く人材の育成

- ①世界で活躍できる「グローバル人材」の育成
文部科学省指定「国際教育に係る研究開発学校」の確実な推進

② ICTを活用した効果的な授業やプログラミングに関する学習を積極的に行い、情報化に対応した人材の育成

③地域産業を支える産業教育・キャリア教育の推進

(3) 地域の教育力の向上と生涯学習の振興

①学校、家庭、地域社会が連携しながら子どもを育む教育環境づくりの推進

②地域や企業などの理解や協力を得ながら、社会全体での家庭教育の支援

③地域とともにある学校づくりのためのコミュニティ・スクールの推進

④学校を地域の核として、地域の学習、社会参加や貢献の機会の充実

⑤住民が課題解決や自己実現のために主体的に学び、活動し、そこで得た成果を地域に還元したり、次世代に伝えたりするなど、生涯学習社会の実現

(4) 芸術文化・スポーツの振興

①写真の学校（第二小学校）の取組や写真少年団の育成など、写真文化首都「写真の町」に相応しい写真文化の振興

②写真文化を核として、農業・木工・食・スポーツ・大雪山など様々な文化との融合による地域活性化の推進

③越中踊りや羽衣太鼓などの伝統芸能が、その価値を認められ、地域の中で引き継いでいく継承者の育成

④文化財継承に向けた指定・保存・活用の積極的な推進
「写真文化、大雪山文化、家具デザイン文化等」

⑤誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で豊かな生活ができる生涯スポーツ社会の実現

⑥世界の舞台で活躍できるトップアスリートの育成

(5) 教育環境の整備・充実

①子育て家庭のニーズに応じた幼児期の保育・教育環境の充実

- ②小学生の放課後対策の充実などにより、子ども・子育てを社会全体で支援する取組の推進
- ③学習環境等の要因により学習に困難を有する子どもたちへの学習支援
- ④子どもからお年寄りまでの町民や日本語留学生、来訪者等が集い、利用できる創生館（仮称）の利用促進
- ⑤日本語学校との連携
- ⑥北海道東川高等学校教育振興協議会への活動支援の充実
- ⑦北海道東川養護学校と特別支援教育の連携
- ⑧旭川福祉専門学校との連携強化
- ⑨子どものすこやかな成長と学びのための「幼小中高連携」の推進

「東川町総合教育会議」設置要綱

(設置)

第1条 町長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、町の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して町の教育行政に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、東川町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整を行う。

- (1) 町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定める「東川町教育大綱」の策定に関する協議
- (2) 町の教育を行うための諸条件の整備、その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議は、町長、教育長及び半数以上の教育委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 緊急に協議を行う必要が生じた場合において、町長が不在のときは、前条並びに第1項及び前項の規定にかかわらず、町長があらかじめ指名した者がその職務を代行することができる。
- 5 町長は、両副町長をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

(意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、協議及び事務の調整を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議及び事務の調整に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公開)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成する。

2 議事録は、町長が会議の都度、会議録署名委員1名を指定し、議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、東川町情報公開条例(平成8年条例第22号)に基づき公開する。

(調整結果の尊重)

第8条 教育総合会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、企画総務課総務室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議において協議し定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

東川町総合教育会議 構成員

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	東川町長	松 岡 市 郎	議 長
2	教育委員会 教育長職務代理者	兼 重 一 男	
3	委 員	及 川 めぐみ	
4	委 員	石 本 宝 子	
5	委 員	柏 原 定 和	
6	委 員 (教育長)	林 万 里	

東川町総合教育会議 オブザーバー

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	東川町副町長	長 原 淳	
2	東川町副町長	市 川 直 樹	

東川町総合教育会議 事務局

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	企画総務課長	菊 地 伸	
2	企画総務課 総務室長	佐々木 英 樹	
3	総務室主事	村 中 豪	

東川町教育委員会事務局

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	学校教育課長	杉 山 昌 次	
2	生涯学習推進課長	佐々木 貴 行	
3	子ども未来課長	北 雅 仁	
4	幼児センター園長	伊 藤 和 代	